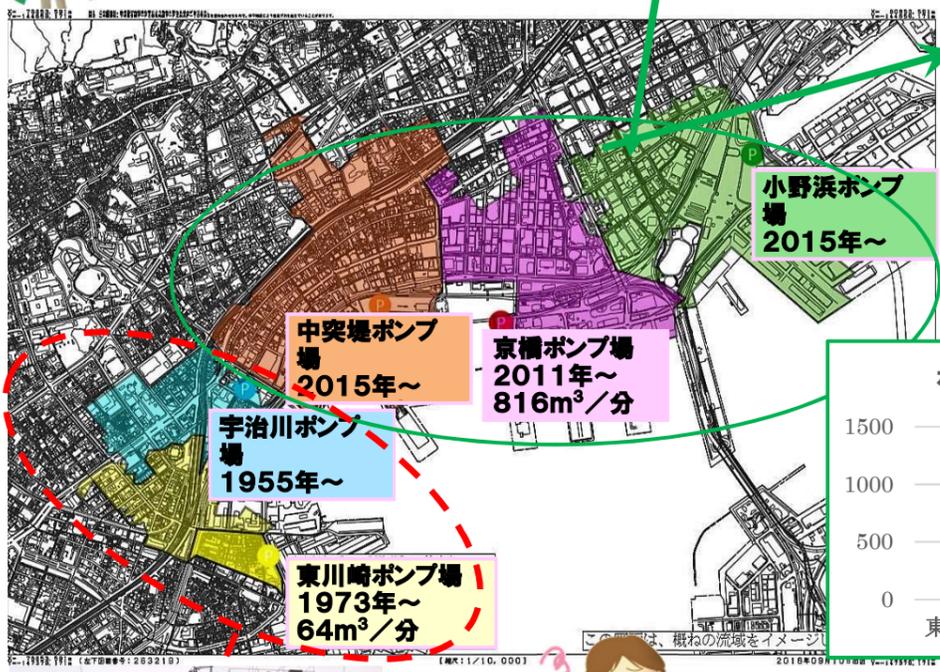
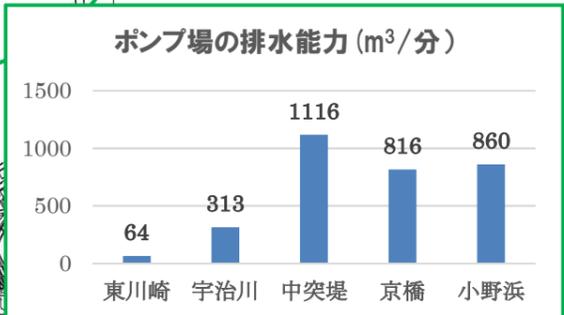




そこで、浸水対策が検討され、三宮南地区のエリアに、防潮堤と、小野浜・京橋・中突堤の3つのポンプ場を整備する方針が決定し、約10年、281億円をかけて建設されました。2015年からは3つのポンプ場が運用されています。



ポンプ場が整備された三宮南地区については、今回の台風21号においても、浸水被害はほとんどありませんでした。排水能力の高い3つのポンプ場の効果が表れています。(ただし、側溝など一部未整備のところもあります)

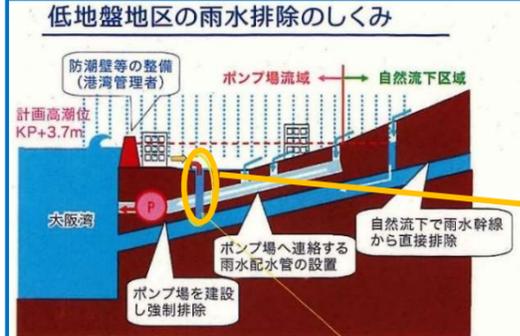


ところが、東川崎町や神戸駅周辺などでは台風21号によって、広範囲で浸水被害が発生しました。

東川崎町の浸水対策について代表質問を行ったところ、久元市長より「高潮時の内水排除対策として流域を見直すとともに抜本的な対策として、新たなポンプ場や雨水幹線などの整備について検討を行っていきたい」とのご答弁をいただきました。今後の対策に期待したいと思います。

神戸港の過去の潮位 単位:m

高	T.P.+2.80	高潮防潮堤整備基準高 (K.P.+3.70)
	T.P.+2.30	第2室戸台風最高潮位 (K.P.+3.20)
	T.P.+1.94	ジェーン台風最高潮位 (K.P.+2.84)
	T.P.+1.77	平成16年台風16号最高潮位 (K.P.+2.67)
潮位		
	T.P.+0.00	東京湾平均海面 (K.P.+0.90)
低	T.P.-0.90	神戸港修築工事基準面 (K.P.+0.00)



通常、雨水は雨水幹線を通り自然流下によって海へと放出されますが、低地盤地区では、逆流してしまいます。そこで雨水排除用のポンプと雨水排除管を整備することで雨水を強制排除します。
三宮南地区でのポンプ場整備では、一部側溝の切り替え等が未整備です。東川崎町ではポンプ場の更新整備も含めて今後の検討が必要です。

5 危険ブロック塀等撤去助成事業について

H30年6月の地震でのブロック塀倒壊事故を受けて、危険ブロック塀等撤去助成事業が創設されました。
補助金額 = 撤去費用×補助率2/3 (上限20万円)
助成件数は、500件が予定されています。
詳細は、「すまいるネット」にご相談ください。

神戸市すまいるの総合窓口
すまいるネット
ご相談専用ダイヤル **078-222-0005**

〒655-0034 神戸市垂水区仲田3-1-8-202 (垂水支部) 神戸市会議員 川原田弘子事務所
TEL&FAX 078-709-8998
e-mail: happy@hiroko-club.com
URL: <http://www.hiroko-club.com>

〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1
編集・発行 こうべ市民連合議員団
TEL 078-322-5844
FAX 078-322-6161

6 レッドゾーン(土砂災害特別警戒区域)の指定について

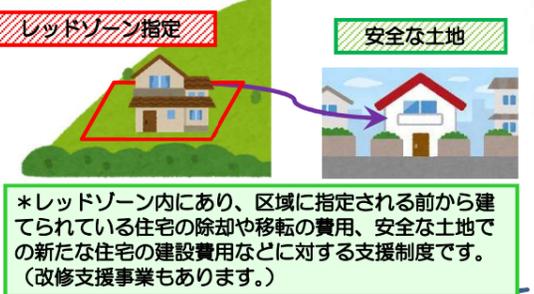


土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害の恐れがある区域について、
(1) 危険の周知
(2) 警戒避難体制の整備
(3) 住宅の新規立地の抑制
(4) 既存宅地の移転促進等のソフト対策
を推進しようとするもので、兵庫県が基礎調査を行い知事が指定します。
土砂災害の恐れがある区域のうち、建築物に損壊が生じ住民などの生命または身体に著しい危害が生じる恐れがある区域は、「土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)」となります。レッドゾーンについては北区から順次調査・指定を進めており、平成31年度を目途に市内全域の基礎調査を完了させる予定です。
レッドゾーンに指定されると特定の開発行為に対する許可制や建築物の構造規制、建築物に対する移転等の勧告などが行われます。



レッドゾーンについては、ひろこ日よりVOL.15でも紹介しました。
移転する際は補助制度がありますので下記にご説明します。

*神戸市住宅土砂災害対策移転支援事業について



*レッドゾーン内にあり、区域に指定される前から建てられている住宅の除却や移転の費用、安全な土地での新たな住宅の建設費用などに対する支援制度です。(改修支援事業もあります。)

区分	内容	補助限度額
除却等費(①)	既存住宅の撤去、動産移転、仮住居、跡地整備等に要する経費	133万円 (200万円(補助対象限度額)×2/3(補助率))
建物助成費(②)	移転先住宅の建設又は購入をするための借入金の利子に相当する経費	722.7万円 (建物457万円、土地206万円、敷地造成59.7万円) ※ただし、特殊土壌地帯に該当しない北区の一部地域(淡河町、長尾町等)については、補助限度額は、415万円(建物319万円、土地96万円)です。
	移転先住宅の建設又は購入をするための経費	200万円 (※利子相当額補助を活用する場合に限る)

注) 特殊土壌地帯災害防除及び復興臨時措置法により指定される地域。
・ 既存住宅は除却してください。除却後の跡地は適切に管理し、住宅の用に供する建築物は建築しないでください。
・ 移転先が、イエローゾーン又はその指定のおそれがある区域の場合、補助対象になりません。
・ くわしくは、兵庫県神戸土木事務所にて確認してください。
・ 市内での移転をお願いします。(移転先が市外の場合、除却等費のみが対象です。)
・ 除却等費(①)の対象工事費が200万円を超えた場合、補助額は一律133万円です。

垂水区ではレッドゾーンの指定はこれからになります。代表質問では、レッドゾーンの指定を受け移転した際に、元の土地の固定資産税などの大幅な減免をするべきではと要望しています。

7 被災者生活再建支援制度について

自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた人に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金として支給する制度です。支援金には、住宅の被害程度に応じて支給される「基礎支援金」と、住宅の再建方法に応じて支給される「加算支援金」とがあります。

「被災者生活再建制度」が適用されるには、
・ 兵庫県では100世帯以上の住宅の全壊
・ 神戸市では10世帯以上の住宅の全壊
が要件となります。
今回の7月豪雨は10世帯以上の住宅全壊が発生しており、制度の対象となりました。
20号台風、21号台風は国制度に当たらないため、下記の県市制度が利用できます。

生活再建支援金(国制度) 7月豪雨は対象です

生活再建支援金(県市制度) 20号台風、21号台風、7月豪雨の半壊以下の被害の方が対象です

支給額	金額
全壊で建設、購入、補修等	150万円
大規模半壊で建設、購入、補修等	75万円
半壊で建設、購入、補修等	25万円
一部損壊・床上浸水(損害割合10%以上)で建設、購入、補修	15万円

▼複数世帯の場合

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	100万円	200万円	300万円
	補修	100万円	100万円	200万円
	賃借	100万円	50万円	150万円
大規模半壊世帯	建設・購入	50万円	200万円	250万円
	補修	50万円	100万円	150万円
	賃借	50万円	50万円	100万円

▼単数世帯の場合

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊世帯	建設・購入	75万円	150万円	225万円
	補修	75万円	75万円	150万円
	賃借	75万円	37.5万円	112.5万円
大規模半壊世帯	建設・購入	37.5万円	150万円	187.5万円
	補修	37.5万円	75万円	112.5万円
	賃借	37.5万円	37.5万円	75万円